

5/11から運転本数314本を251本まで減便!

コロナ感染症による緊急事態宣言、旅客数減少のために実施!

労働者へのしわ寄せと、責任転嫁を許さず、この難局を乗り越えよう!

5月5日、大阪第一、第二運輸所の職場に「5月11日以降の大幅な運転計画の見直し」の掲示が出され、その内容は、定期ののぞみ号の大幅な減便を5月11日以降実施するというものでありました。これまで会社は、臨時ののぞみ号の運休をはじめとした運転計画の見直しをこの1ヶ月間で4回行ってきました。

職場、関連会社では、「自宅勤務」などの勤務変更が続発し、社員は体力、精神的にも疲弊し、このままでは安全運行に影響を及ぼしかねません。これまでの会社の対応を見ると、政府による感染症対策が変更になるたびに会社の運転計画が見直しされ、新幹線の安全運行を担う企業としての主体性が見えません。地本は、社員、特に乗務員に対する勤務変更の差別や乱発、労働条件の悪化を招くことがないよう以下の申し入れをしました。

1. 会社は、これまで政府による感染症対策を受けて「運転計画」を変更してきた。今回の変更も、政府の新たな感染症対策の変更を受けての判断なのか明らかにすること。
2. 5月11日以降(泊まり行路では10日出勤の行路)の運転計画において、社員の大幅な勤務変更が予想される。その規模と考え方を明らかにすること。
3. 社員・乗務員の勤務変更が発生する場合、必ずその理由を説明し社員の同意を得ること。また、労働条件の変更が発生する場合、事前に労働組合への説明と団体交渉を開催すること。
4. 感染症の感染リスクの低減を目的に「自宅勤務」を指定しているが、社員によって指定回数に差が発生している。特に車掌長、列車長などの職種別、社員間でその指定回数に差別的な指定とならないよう均等に指定すること。
5. 労働条件の変更(勤務変更)により、賃金等の減額にならない措置をとること。
6. 政府から発表される感染症対策を受けて運転計画がたびたび発生している。会社としての長期的視点に立った、経営と運転計画に関する考え方を明らかにすること。
7. 会社の運転計画の変更に伴い、関連会社には労働条件の悪化を招くことのないよう指導すること。また、その都度、申し入れがあれば会社として責任をもって団体交渉の開催と勤務手配を指導すること。
8. 今後、運行計画の見直しが発生する場合は、事前に労働組合へ明らかにすること。